

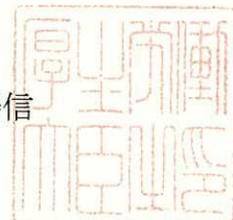
厚生労働省発職 0317 第2号

令和5年3月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 (略)

第二 職業訓練の認定基準及び認定職業訓練実施付加奨励金の支給基準に係る特例の延長

一 令和三年二月二十五日から令和五年三月三十一日までの間に開始される実践訓練であつて在職者である特定求職者等を対象とするものに係る認定基準について、訓練期間を二週間以上六月以下とするともに、訓練時間を一月当たり六十時間以上かつ一日当たり二時間以上六時間以下とする特例の期限を、令和六年三月三十一日まで延長すること。

二 一の特例により認定を受けた職業訓練を行う者について、別の職業訓練の認定に係る申請を行った場合に認定を受けることができない基準を、当該認定を受けた職業訓練の修了者等の就職率が百分の三十未満であることとする特例を、廃止すること。

三 一の特例により認定を受けた職業訓練に係る認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）について、修了者等一人につき一万円に当該職業訓練に係る付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の三十以上百分の五十五未満とすると

ともに、修了者等一人につき二万円に当該付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の五十五以上とする特例を、廃止すること。

四 令和三年十月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）に開始される実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練に係る認定基準について、訓練時間を一月当たり六十時間以上とする特例の期限を、令和六年三月三十一日まで延長すること。

五 特例期間に開始される実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であつて、訓練期間が二月以上三月未満又は訓練時間が一月当たり六十時間以上八十時間未満のものをを行う者が別の職業訓練の認定に係る申請を行った場合に認定を受けることができない基準を、当該認定を受けた職業訓練の修了者等の就職率が百分の三十未満であることとする特例を、廃止すること。

六 特例期間に開始される実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であつて、訓練期間が二月以上三月未満又は訓練時間が一月当たり六十時間以上八十時間未満のものに係る付加奨励金について、修了者等一人につき一万円に当該職業訓練に係る付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の三十以上百分の五十五未満とするとともに、修了者等

一人につき二万円に当該付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の五十五以上とする特例を、廃止すること。

第三 職場見学等促進奨励金の支給に係る特例の新設

この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等一人につき一万円を職場見学等促進奨励金として支給するものとする。

第四 (略)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。